

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 2 月27日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第 2 号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成 6 年佐賀県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(広報県民課) 第 3 条の 2 略 2 略	(広報県民課) 第 3 条の 2 略 2 略 3 <u>広報県民課に、広報相談統括官を置くことができる。</u> (1) <u>広報相談統括官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u> (2) <u>広報相談統括官は、命を受け、第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事務をつかさどる。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。